

校正期限切れ標準圧力計を使用して検査業務を行った件について

2021 年 9 月 30 日

株式会社産業ガステクノサービス

当社は高圧ガス保安法その他法規に基づき、高圧ガス設備の点検を行っており、経済産業大臣指定保安検査機関の認可を受け事業を行っております。

今般、2021 年 6 月 17 日に指定保安検査機関(当社)として実施した保安検査において、定期自主検査に校正期限切れの標準圧力計を使用している事に気付かず保安検査証を発行していた事象が判明しました。

本事象発生の原因は、定期自主検査を実施した当社の計器管理の不備により、校正期限切れの標準圧力計を使用して高圧ガス設備の検査を実施した事と、保安検査時の計器校正記録の確認が不十分だった事にあります。当社においては校正期限を過ぎた計器は持出しできない計器管理システムとしておりますが、人的なミスにより校正期限切れの計器を校正済としてシステムに登録したことにより持出可能になって使用してしまったこと、また、計器校正場所への発送や校正完了後のチェック体制の不備によるものです。

本事象判明後、当社は直ちに対象の期限切れ標準圧力計の健全性を確認し、当該圧力計を使用して検査を行った対象事業所に報告し、設備の再検査を実施して異常の無いことを確認致しました。

同時に、当社は茨城県防災・危機管理部消防安全課産業保安室並びに経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室へ事象及び再発防止策を報告致しました。経済産業省からは口答注意、また茨城県からは口答厳重注意を頂き、ともに再発防止に努めるようご指導を頂きました。

なお、再発防止策は、即日、関係者へ周知し実施しております。

本件は指定保安検査機関として皆様との信頼関係を揺るがす事案であり、心よりお詫び申し上げます。同様の事象発生を防ぐため、再発防止策を確実に履行していくことで皆様の信頼回復に努めてまいります。

以上